

I. 微小粒子状物質 (PM2.5) に係る注意喚起の一部見直しについて

県では、国の対応方針に従い、平成 25 年 3 月より、一般環境大気環境局（一般局）で測定した PM2.5 濃度が一定値以上になった場合に、注意喚起を行ってきているところ。県では、注意喚起レベル以上の PM2.5 濃度に達したことはありませんが、国の方針の一部見直しに従い、12 月 3 日より、注意喚起の判断方法を追加することとしました。なお、平成 25 年度に新たに 3 局を追加し、現在の一般局数は 9 局となっています。

1 「PM2.5 に係る注意喚起の基準」の追加について

これまで早朝に行うこととしていた注意喚起を、午後からの活動の参考となるよう下記のように②を加えます。

(1) 時間帯

- ① 県民の方々の日中の行動の参考となるよう、注意喚起は早朝に行うこととします。
- ② 県民の方々の午後からの活動の参考となるよう、注意喚起は午後の早い時間帯にも行うこととします。

(2) 注意喚起の基準となる値

- ① 一般局の午前 4 時から 7 時までの値 (※1) が $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合に注意喚起します。
- ② 一般局の午前 4 時から 12 時までの値 (※2) が $80\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合に注意喚起します。

※1 9つの一般局の午前 4 時から 7 時までの 3 時間の平均値を求めます。これら 9 つの高い方から 5 番目の値とします。

※2 9つの一般局の午前 4 時から 12 時までの 8 時間の平均値を求めます。これら 9 つの高い方から 1 番目の値とします。

なお、その他の以下の点については、これまでどおりの運用とします。

2 監視体制

琵琶湖環境科学研究センターは、県内 9 ヶ所で測定した一般局における 1 時間毎の自動測定値をテレメータシステムで集中管理し、PM2.5 濃度を監視しています。

一般局	堅田局、草津局、守山局、甲賀局、 八幡局、彦根局、長浜局、東近江局、高島局	以上 9 局
-----	--	--------

3 注意喚起の内容

不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らす(呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等の高感受性者においては体調に応じて、より慎重に

行動することが望まれる。) よう注意喚起を行います。

4 連絡体制等

注意喚起は、別表により連絡、周知を行います。また、しらが登録者へのメール配信およびびわ湖放送のデータ放送による情報発信を行います。

なお、毎日の注意喚起の判断となる PM2.5 濃度など PM2.5 に関する情報は、滋賀県や環境省のホームページでもご覧いただけます。

5 その他関連情報のお知らせ

ここに定めること以外、一般局の直前 3 時間の平均値が $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合など日中の値の急上昇などを観測した場合は随時お知らせします。

滋賀県ホームページ

<http://www.pref.shiga.lg.jp/d/kankyo/pm25-shiga.html>

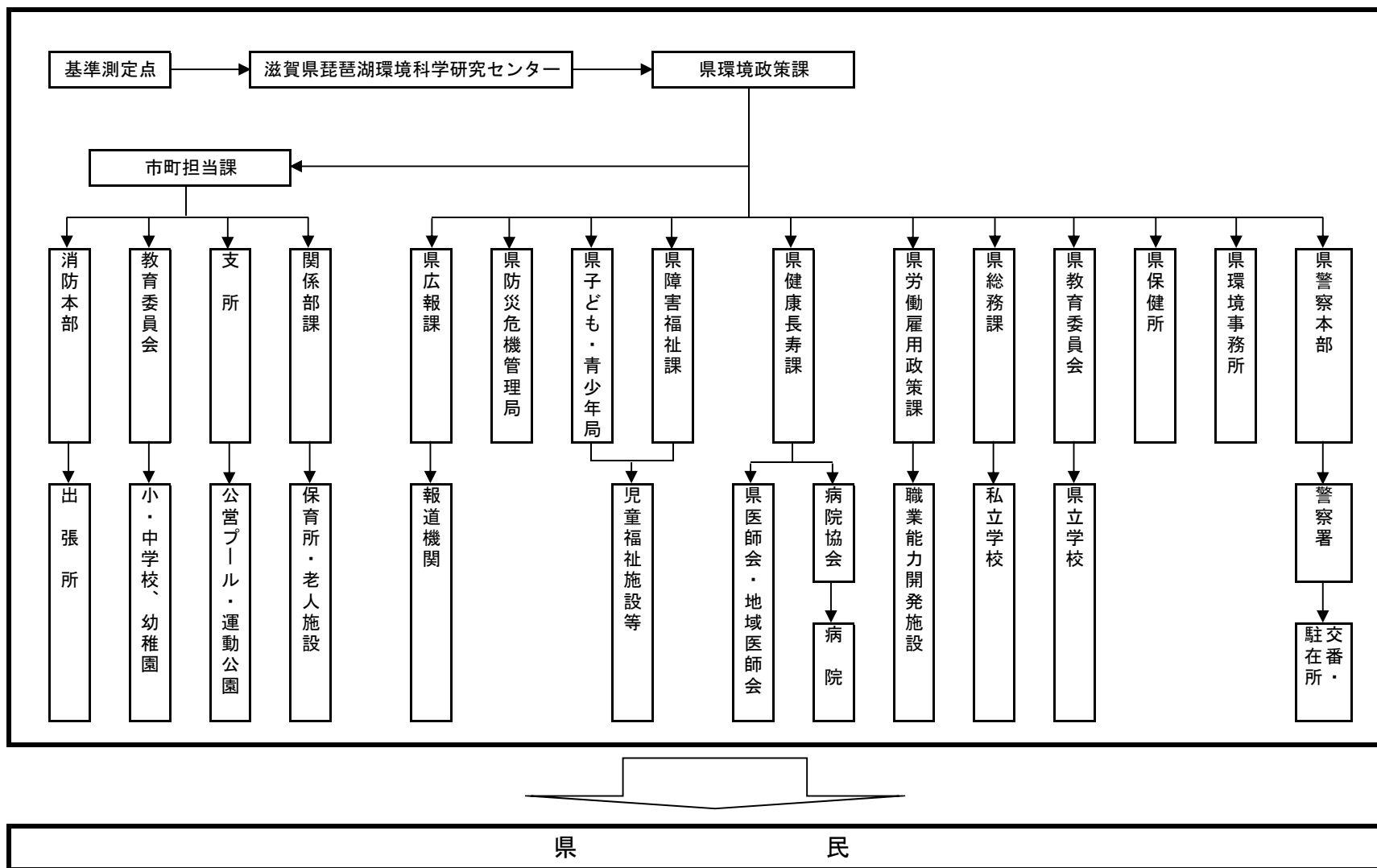
情報政策課「しらが」

http://www.pref.shiga.lg.jp/c/it/shiga_info/info_top.html

環境省「大気汚染物質広域監視システム（そらまめ君）」

<http://soramame.taiki.go.jp/>

別表 PM2.5に係る注意喚起連絡網



※県民の方へは、しらしがやホームページ、びわ湖放送のデータ放送、関係機関への連絡、報道機関への情報提供により、注意喚起を行います。

Ⅱ. 微小粒子状物質（PM2.5）の監視体制について

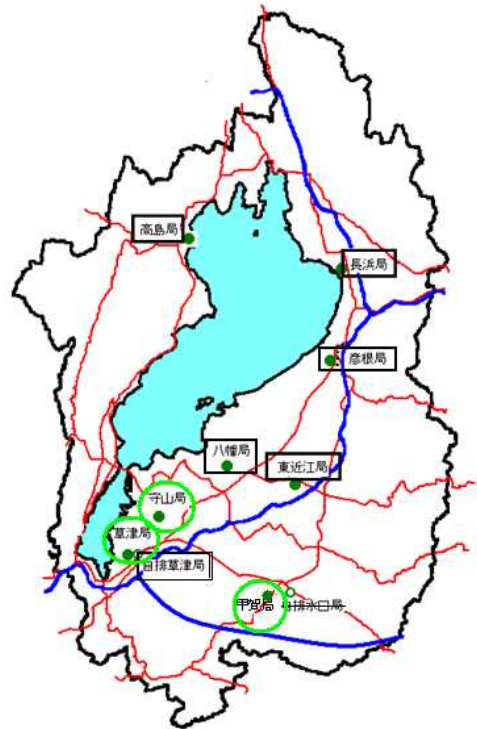
1. 経過

平成 21 年 9 月に環境基本法に基づく環境基準に PM2.5 の環境基準が加えられたことにより、平成 22 年度から都道府県が大気中の PM2.5 の常時監視を行う必要が生じた。PM2.5 の常時監視には、新たな自動測定機器が必要であり、平成 22 年 3 月 31 日付け環境省水・大気環境局長通知において、平成 22 年度から 3 年を目途に整備を図ることとなった。

2. PM2.5 自動測定機(質量濃度測定)の設置について

PM2.5 については、全国的に環境基準を超過しており、自排草津局においても環境基準を超過していることから、本県の他の地域においても環境基準を超過している可能性が高い。例年、環境基準を超過している光化学オキシダントは、他項目と比較して最も多くの測定局（9 局）で測定を実施しているため、少なくとも光化学オキシダントと同程度の監視を実施する必要がある。

平成 25 年 3 月の環境審議会で報告を行った予定されていた PM2.5 測定機器の設置について、平成 25 年度中に設置が完了した。



設置年度	対象局	機器数(累計)	備考
平成 21 年度	自排草津局	1	
平成 22 年度	-	1	
平成 23 年度	長浜局、東近江局、高島局、彦根局、八幡局	6	
平成 24 年度	-	6	
平成 25 年度	守山局	7	平成 25 年 12 月 25 日より測定開始
	草津局、甲賀局	9	平成 26 年 3 月 1 日より測定開始